

豊頃町いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 29 日策定

いじめはしない させない みがかさない

策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、どの児童等にも、どの学校でも、どのような場面でも起こりうるものであることを認識し、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応に努め地域社会全体で取り組むことが重要です。

このため、豊頃町は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、豊頃町いじめ防止基本方針を定め、家庭、学校、地域及び関係機関・団体の連携の下、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進します。

いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ／教育活動全体を通じ、児童等の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度などを養います。
- ／いじめの背景に多くの要因があることに着目し、この観点からも、その改善と適切な対処ができる力を育みます。
- ／全ての児童等が安心感を持ち、自己有用感や充実感を感じられる環境づくりを推進します。

(2) いじめの早期発見

- ／いじめは、早期発見が早期解消に結びつくものであることから児童等に関わる全ての関係者が連携し、児童等の小さな変化も見逃さない対応に取り組めます。
- ／いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査の実施や教育相談・電話相談窓口の周知に努め、児童等や保護者が相談しやすい体制を整えます。

(3) いじめ問題への迅速な対応

- ／いじめが確認された場合、学校及び関係者は、いじめを受けた児童等の安全確保を最優先し、事実把握と関係者機関等への連絡相談を迅速に行います。
- ／学校及び関係者は、いじめを確認した場合の対処について、日常的な組織対応、解決体制を整備します。

(4) 学校、家庭、地域及び関係機関・団体の連携

- ／地域全体で児童等を見守る健全育成推進のため、学校、家庭、地域及び関係機関等が連携し、いじめ問題を含む児童等の現状について必要な情報を共有し、共通理解を図り連携して取り組む体制を整備します。

【いじめの定義】

いじめは、法第 2 条に規定する「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをさします。

いじめの防止に関する内容

(1) いじめの防止に係る組織

法第 14 条に規定する、いじめの防止等に関する機関、団体の連携を図るため、必要と認めるときは、豊頃町立小中学校、豊頃町教育委員会、豊頃町 P T A 連合会、豊頃町青少年健全育成連絡協議会、その他関係者により構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

(2) いじめ防止に関する取組

- ア 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を築く能力を養うことが、いじめの防止に大きく資することから、全ての教育活動を通じ報徳のおしえを基本とする道徳教育及び豊頃町の歴史を踏まえた体験活動等の充実を図ります。
- イ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの（法第 9 条）であり、この責務を踏まえて子の規範意識を養うことが適切にできるよう、保護者を対象とする活動など、家庭への啓発を行います。
- ウ 学校教育及び社会教育活動におけるいじめ防止の取組を点検し、日常的な取組が充実する体制化を図ります。

学校における

いじめの防止に関する取組

- 町立小中学校は、法第 13 条の規定に基づく学校いじめ防止基本方針を定め、次の事項を公表するものとします。
- (1) 学校及び教職員の責務
- (2) いじめ対策のための組織
- (3) いじめ発見と防止のための取組
- (4) いじめ発見後の適切な対応
- (5) いじめ防止のための研修の充実
- (6) 重大事態への対応

重大事態への取組

法第 28 条第 1 項各号に規定する重大事態が発生した場合は、直ちに調査等の適切な取組を実施します。

(1) 重大事態の報告

／重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会へ報告し教育委員会はこれを町長へ報告します。

(2) 調査の実施

／教育委員会又は学校は、事実関係を明らかにするための調査を行います。

(3) 調査結果の説明及び報告

／前号の調査後は、事実関係その他必要な情報を、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し説明するとともに、町長へ報告します。

(4) 町長による再調査

／前号の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。この調査結果は、町議会に報告します。

豊頃町立小中学校いじめ防止基本方針

～概要～

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を要約）

(1) 学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。

- ・いじめが全ての児童生徒（以下「児童等」といいます。）に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、適切な指導に努めます。

(2) いじめに対する問題意識を児童等に育みます。

- ・全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが及ぼす心身への影響等の児童等理解に努めます。


(3) いじめの問題を克服できるよう関係機関等との連携を深めます。

- ・地方公共団体、学校、地域住民、家族その他の関係者が連携し、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することができるよう、全体対応に努めます。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

名称	豊頃小学校いじめ防止対策委員会 (特別委員会)	大津小学校いじめ防止対策委員会 (特別委員会)	豊頃中学校生徒指導委員会 (特別委員会)
構成員	・教頭、指導部、養護教諭 ・必要に応じてPTA三役、学校評議員	・校長、教頭、当該担任、指導部、養護教諭	・教頭、生徒指導主事、学年1名 ・状況により、部活動顧問や教育推進員等も構成員とする。
会議	・4月(計画会議)、3月(反省会議)、1・2学期末、その他必要に応じて開催する。 ・学校評議員とPTA三役については必要に応じて出席要請する。	・4月(計画会議)、3月(反省会議)、1・2学期末、その他必要に応じて開催する。	・生徒指導交流会(毎月)、教育相談(当初計画)で把握した事案及び学校生活に生じた「いじめ」と認められる事案発生の場合は、迅速に会議を開催する。
その他	・「校内いじめ対応チーム」 構成：教頭、指導部、当該学級担任、養護教諭等	・児童理解交流会(年3回)、学級経営交流会(当初計画)の事案及び日頃の学校生活に生じた「いじめ」と認められる事案発生の場合は、迅速に会議を開催する。	

4 いじめ発見と防止のための取組

	豊頃小学校	大津小学校	豊頃中学校
いじめ発見と防止のための取組	(1) いじめアンケートの実施 ・1学期中1回、2学期中1回実施		
	(2) 教育相談体制の整備 ・アンケート実施後等、必要に応じて教育相談の実施		・アンケート実施後、定例、臨時に教育相談週間を設定 ・実施計画、情報分析対応策の策定は生徒指導部主体
	(3) いじめは、どの学級にも、どこでも、どの児童等にも起こりうるという強い自覚を持って対応する。		
	(4) 児童等観察による情報収集 ・各担任や養護教諭、TT等は常に情報収集に心がける。担任以外の職員が気になる言動や行動を発見した場合は、担任に報告する。担任はその内容を把握し、指導部・教頭に報告し、指導部は、内容を精査し、管理職への報告と対応の相談を行う。		
	(5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。		
	(6) いじめ問題への対応を確実なものとするため、予防的な取組や早目の対応に心がける。 ・望ましい人間関係づくり～道徳指導、学級指導、児童活動、(大津小は全校遊び)など。 ・正確な情報把握と対応		(6) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。

5 いじめ発見後の適切な対応

	豊頃小学校	大津小学校	豊頃中学校
発見後の対応	(1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。並行して町教育委員会への報告と相談を行う。		
	(2) 校内チームの役割を明確にする。 ／事情聴取、整理、分析、まとめ ／対策の検討 ／教職員の意思形成、調整		
	(3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。		
	(4) チームとして立案した解決策にそって継続的な指導を行う。 ／被害児童への面談 ／加害児童への指導 ／事実を認識していた児童への指導 ／被害、加害児童の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで） ／教育相談体制の強化 ／適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）		
	(5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。		
	(6) 報道機関への対応は校長を窓口に一歩化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、豊頃町教育委員会と連携して対応にあたる。		

6 いじめ防止のための研修の充実

	豊頃小学校	大津小学校	豊頃中学校
防止のための研修	(1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を開催する。 ・豊頃小：年2回（6月、11月） ・大津小：年3回（6月、12月、2月）		(1) 「生徒指導交流会」を定例職員会議の中で毎月行うとともに、情報を学年団だけではなく、職員全体が共有できるように心がける。
	(2) 研修講座等校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。		
	(3) 指導力向上により児童理解を深めるため、各分掌部や管理職からの情報提供の機会を充実させる。		

7 全領域における連携の重視

	豊頃小学校	大津小学校	豊頃中学校
全領域における連携	(1) 各教科 それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動を通して他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。		
	(2) 道徳 道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と児童等、児童相互、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験を通して内面を鍛える。		
	(3) 特別活動 学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動、全校活動等を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とかかわりの中での失敗体験も大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心を育む。		
	(4) 総合的な学習の時間 体験的な活動や探求的な活動を充実させ、地域社会の中の多くの人とかわる中で、社会的視野を広げたり他者理解を深めさせたりする。	(4) 総合的な学習の時間 特にキャリア教育における体験活動と言語活動、探究活動を充実させ、将来の目標を考えさせるとともに、社会の中の多くの人とかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。	

8 いじめ体策の検証

	豊頃小学校	大津小学校	豊頃中学校
対策検証	いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、指導部（豊頃中は生徒指導部）が担う。		

9 保護者・地域への情報提供

	豊頃小学校	大津小学校	豊頃中学校
情報提供	この基本方針は、学校だより等で公表し、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。		

重大事態に対する調査・フロー図

